

平成31年3月27日

〒840-8585 佐賀市天神3-2-23 佐賀新聞社内
さが桜マラソン大会事務局 御中

〒856-0876

長崎市賑町5番24号 向ビル201

電話：095-895-8520 FAX：095-895-8521

【毎週火曜日（祝日を除く）13：00～16：00】

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき

理事長 浦 中 勝 美

（申入担当者 弁護士 今井一成）

（電話 095-827-3535）

申 入 書

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人は、消費者契約問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の未然防止を図ることを目的に、消費者団体、学識経験者、弁護士、司法書士、消費生活相談員などの消費者問題専門家により構成されている法人であり、将来的に適格消費者団体としての認定申請を予定しています。

さて、当法人において、貴大会の申込規約（以下「本件規約」といいます。なお、当法人が調査した本件規約は、https://sagasakura-marathon.jp/wp-content/uploads/2018/08/sakura_marathon_p.pdf?20180824にて、平成31年3月27日時点で掲載されていたものです。）について検討したところ、消費者契約法に照らして不当と思われる点があると判断しました。

そこで、当法人は、貴大会に対し、下記のとおり申し入れます。

つきましては、本申入れに対する貴大会のお考え・ご対応等を、文書にて、平成31年4月末日までに、当法人にご回答ください。なお、ご不明な点がございましたら、申入れ担当者までお問い合わせください。

最後に、ご回答の有無及びご回答内容につきましては、消費者への情報提供のため、当法人のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表させていただくことがありますことをあらかじめ申し添えます。

敬具

第1 申入れの趣旨

1 2020年以降に貴大会を開催される場合には、本件規約のうち、下記条項の下線部部分を削除又は適法な内容に変更してください。

- (1) 第5項第1文 (主催者はレース中の事故、負傷、疾病について、応急処置を除き一切の責任を負いません。)
- (2) 第6項第1文後段 (競技中の事故については、応急処置のみ主催者側で行いますが、その後の責任は一切負いません。)
- (3) 第8項第2文 (参加者は、大会開催中に傷病が発生した場合、応急手当を受けることを承諾してください。その方法、経過等について、主催者の責任を問えません。)
- (4) 第10項 (参加者は、大会開催中の事故、紛失、傷病等に関し、主催者の責任を免除し、損害賠償等の請求を行うことはできません。)
- (5) 第11項 (参加者は、大会開催中の事故・傷病への補償は主催者が加入した保険の範囲内であることを了承してください。)
- (6) 第18項 (主催者は盗難・紛失等については一切責任を負いません。)

2 本件規約第2項第1文 (申込後の種目変更、キャンセルはできません。)を削除又は適法な内容に変更してください。

3 本件規約第2項第2文 (過剰入金・重複入金の返金はいたしません。)を削除してください。

第2 申入れの理由

1 はじめに—消費者契約法の適用について

まず、貴大会への参加(エントリー)は、ランナーによる参加申込(エントリー申込)と貴大会主催者による参加承諾(エントリー受付)の合致によって成立する、一種の契約です。そして、事業者と消費者との間の消費者契約については、消費者契約法が適用されます。

この点、事業者とは、「法人その他の団体」等を指すところ(消費者契約法2条2項¹⁾)、貴大会は、佐賀新聞社、佐賀陸上競技協会、佐賀県、佐賀市、神崎市が主催されております。そのため、貴大会の主催者全体が「事業者」に該当しますし、個々の主催者を個別に見てもいずれも「事業者」に該当します。また、ランナーは、営業とは無関係に個人として参加するのが通常で

¹この法律(第四十三条第二項第二号を除く。)において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

す（なお、本件規約23項第2文²では、ランナーが広告目的で企業名・商品名を表示すること等が禁じられております。）。そのため、ランナーのほぼ全員が「消費者」（同法2条1項³）に該当します。

よって、貴大会の参加契約は、そのほとんどが消費者契約法の適用される「消費者契約」（同法2条3項⁴）に該当します。その結果、貴大会の主催者は、ランナーと参加契約を締結するに際し、消費者契約法を遵守していただく必要がございます。

具体的には、本件規約が定めるに際し、消費者契約法を念頭においていただく必要があり、その各条項が消費者契約法に違反する場合には、無効になります。

2 申入れの趣旨第1項関係—消費者契約法8条1項について

(1) 本件規約の消費者契約法適合性—同法8条1項1号・3号関係

消費者契約法8条1項⁵1号・3号は、「債務不履行又は不法行為により生じた事業者の損害賠償責任の全部を免除する条項」を無効としています。

そして、本件規約第5項第1文、第6項第1文後段、第8項第2文、第10項、第18項は、いずれも主催者の責任を免除することを内容とするものです。しかしながら、第5項第1文⁶、第6項第1文後段⁷、第10項⁸に関していえば、レース中の誘導ミスによりコース内に一般車両が侵入

² また、広告目的で大会会場（コース上も含む）に企業名・商品名等を意味する図案及び商標等、広告的なものを身につけたり表示したりすることはできません。

³ この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。

⁴ この法律において「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。

⁵ 第八条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項

二 事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項

三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項

四 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項

五 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵かしがあるとき（当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。次項において同じ。）に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項

⁶ 主催者はレース中の事故、負傷、疾病について、応急処置を除き一切の責任を負いません。

⁷ 競技中の事故については、応急処置のみ主催者側で行いますが、その後の責任は一切負いません。

⁸ 参加者は、大会開催中の事故、紛失、傷病等に関し、主催者の責任を免除し、損害賠償等

し、ランナーと接触事故を起こした場合、安全配慮義務違反として、主催者側に損害賠償責任が発生する可能性があります。また、第8項第2文⁹に関しては、応急手当の処置に過失（又は重過失）があった場合には、同様に、主催者側に損害賠償責任が発生しうると考えられます。加えて、第18項¹⁰に関しては、たとえ無償で預かった場合であっても、荷物を預かった者は注意義務を負う（民法659条¹¹）以上、主催者がランナーから預かった貴重品を紛失した場合には、損害賠償責任が生じる可能性があります。

このように、貴大会主催者は、状況次第では債務不履行・不法行為に基づく損害賠償責任を負う可能性があります。ところが、上記各条項には免除される責任の種類について限定がないため、貴大会主催者側に帰責事由（故意・過失）が認められる場合にまで一律に賠償責任の免除を可能にしてしまう点で不当です。

そうすると、これらの条項は、誠に遺憾ながら、いずれも消費者契約法8条1項1号・3号に違反するものと理解せざるを得ません。

(2) 本件規約の消費者契約法適合性一同法8条1項2号・4号関係

消費者契約法8条1項2号・4号は、「事業者の故意又は重過失による債務不履行又は不法行為により生じた事業者の損害賠償責任の一部を免除する条項」を無効としています。これは、金額に上限を設ける等の賠償責任一部免除条項については、事業者の軽過失による債務不履行・不法行為に関するもののみを有効とする趣旨です。

この点、本件規約第11項は、補償金額を主催者加入の保険の範囲に限定することをランナーに了承させるものであり、いわば損害賠償金額に上限を設けるものと同義です。よって、主催者の軽過失による場合に適用対象が限定されていれば適法ですが、本件規約にはそのような限定がないため、主催者側の故意又は重過失による債務不履行・不法行為に基づく損害賠償責任についても一部免責の効果及ぶ可能性があります。

そうすると、これらの条項は、誠に遺憾ながら、消費者契約法8条1項2号・4号に違反するものと理解せざるを得ません。

(3) ご提案

以上のとおり、申入れの趣旨第1項各号記載の条項は、いずれも消費者

の請求を行うことはできません。

⁹参加者は、大会開催中に傷病が発生した場合、応急手当を受けることを承諾してください。
その方法、経過等について、主催者の責任を問えません。

¹⁰主催者は盗難・紛失等については一切責任を負いません。

¹¹無報酬で寄託を受けた者は、自己の財産に対するのと同様の注意をもって、寄託物を保管する義務を負う。

契約法上適法とはいえないものです。よって、これらの条項についてはいずれもご削除のうえ、次のような条項にご訂正いただくことを一例としてご提案申し上げます（なお、賠償保険の補償対象を予めご確認ください）。

「大会開催中の事故、紛失、傷病等に関しては、主催者は、応急処置は行いますが、主催者の責による事由がない限り賠償責任を負いません。また、賠償責任を負う場合であっても、主催者は、主催者側に故意または重大な落ち度がない限り、その加入する保険の範囲を超えて賠償責任を負いません。」

3 申入れの趣旨第2項関係—消費者契約法8条の2第1項について

(1) 本件規約第2項第1文の消費者契約法適合性

消費者契約法8条の2第1項¹²は、「事業者の債務不履行を理由とする契約解除権を放棄させる条項」を無効としています。

この点、本件規約第2項第1文¹³は、ランナーのキャンセルを理由の如何を問わず禁じているところ、その文言上、貴大会主催者側が債務を履行しない場合にも、キャンセルを許さない点で不当です。そうすると、この条項は、誠に遺憾ながら、消費者契約法8条の2第1項に違反するものと理解せざるを得ません。

もちろん、主催者側のご都合で大会内容に変更等があった場合等には、主催者側自ら返金等のご対応をとられるものと期待しておりますが、そのようなご対応方針は、少なくとも本件規約上は表明されておられませんので、訂正を求める次第です。

(2) ご提案

以上のとおり、申入れの趣旨第2項記載の条項は、消費者契約法上適法とはいえないものです。よって、ご削除のうえ、次のような条項にご訂正いただくことを一例としてご提案申し上げます。

「申込後の参加者都合による種目変更、キャンセルはできません。」

4 申入れの趣旨第3項関係—消費者契約法10条について

(1) 本件規約2項第2文の消費者契約法適合性

消費者契約法10条¹⁴は、「消費者の権利を制限しかつ信義則に反して

¹² 第八条の二 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

一 事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項

¹³ 申込後の種目変更、キャンセルはできません。

¹⁴ 消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民

消費者の利益を一方的に害する条項」を無効としています。

本来、必要以上に入金された参加料は、いわゆる誤振込みであって、不当利得として返還する必要があるとあります（民法703条¹⁵）。ところが、本件規約第2項第2文¹⁶は、過剰に又は重複して入金された参加料の返金を拒絶するものであり、不当利得返還請求権という消費者の権利を制限するものです。

確かに、返金手続は主催者にとって余計な負担となるものです。もっとも、そうであったとしても返金しないことが信義則上やむを得ないものとはいうとはいうことはできず、消費者の利益を一方的に害するものと言わざるを得ません。

そうすると、この条項は、誠に遺憾ながら、消費者契約法10条に違反するものと理解せざるを得ません。

(2) ご提案

以上のとおり、申入れの趣旨第3項記載の条項は、消費者契約法上適法とはいえないものです。よって、ご削除下さいますようお願い申し上げます。

第3 最後に

ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、宜しくご対応くださいますようお願い申し上げますとともに、ご対応結果（ご対応いただけない場合にはその理由）を、平成31年4月末日までに、当法人（長崎市賑町5番24号 向ビル201）へ文書にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご回答にお時間を要する場合には、その旨をご連絡いただけますと幸いです。

以 上

法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

¹⁵法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（以下この章において「受益者」という。）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

¹⁶過剰入金・重複入金の返金はいたしません。

